

平成21年(行ウ)第45号 損害賠償請求事件(住民訴訟)

原告 小林洋一他 1 名

被告 和泉市長

原告 第5準備書面

平成22年6月21日

大阪地方裁判所第2民事部(丙係) 御中

原告 小林洋一

原告 小林昌子

原告らは主として証人尋問の結果を基に以下のとおり弁論を準備する。

第1 申請時に使用された3.35mの図面はいかなる目的で作成されたか

証人辻徹の証言によると、若樫町内会が本件申請に提出した3.35mの図面は子どもダンジリの収納のために計画された図面であると主張する。

3.35mの図面をいかなる目的で作成したかは今回の証言で初めて明らかにされたものであるが、この証言は信用できない。その理由を以下に述べる。

関連する証言を再掲すると

証言1(辻証言8～9頁)

ところが、今言いかけたことだと思うんですが、乙第1号証の5、あなたのほうで添付した図面で見ますと、電動シャッターのところは3.35ですか。

はい。

5メートルのシャッターじゃないんですよね。

はい。

そうすると、先ほどの見積もりの5メートルと食い違うんですけど、この点はどうなんですかね。

これは、もともと親会社(?原文のまま)で子供だんじりというのがありまして、

それは結果的に高石のほうにあげたんですけども、その子供だんじりを入れるところを建てようと、そういう話もあったんです。そこへこの大きな普通の地車を、法橋さんにあげてたやっを、これを出してくれと言われたんで、それでこの 3 メーターのこの図面というのは、子供だんじりのときにこの図面もつくってあったわけですよ、同じ設計会社で。

証言2(辻証言14～16頁)

このときの 3 号議案の地車倉庫建設についてと。この地車というのは。

だんじりです。

だんじりですよ。

はい。

これは大だんじりなんですか、子供だんじりなんですか

普通のだんじりです。子供だんじりの場合は、だんじりの上に「子供」をつけるわけです。だんじりとか地車でいうたら、大きなやっを言うわけです。

大きなものですね。

はい。

だから先ほど言いました、子供だんじりを前提にした話じゃないですよ。

違います。

大きなだんじりをつくりたいという議題があったということですね。

はい、そうです。

それで、先ほど 3 メーター350 のシャッターは、子供だんじり用だったということをおっしゃってましたよね。

はい、そうです。

ということは、この総会のおときにはもう、そういう子供だんじりの話なんか、なかったのと違いますか。

子供だんじりにして、2 階にする予定でした。今のところは 1 階ですけどね、子供だんじりを入れて、子供だんじりやったら 2 階を使えるさかいに、小さいさかいに、2 階を何か物入れにしようということで、最初はそれで設計してもらいました。2 階も使えるん違うかと、子供だんじりやったら。そないしているうちに、もう子供だんじりを、そんなもん町会から異議が出てきた。子供だんじりなんて引く人がいないと。子供も少子化で、大体若樫町で子供いうたら何人ぐらい、20 人もいてないぐらい人数が減ってきたわけですね。子供だんじりなんか要らんと。青年団に協力したってくれと言うたら、だんじりやったらいるけど、子供だんじりなんか格好悪くて引けんということで、もう子供だんじりをどっかへあげよう。それでやっ高石のほうへあげたんですけど。

証言3(辻証言12～13頁)

原告(小林洋一)

今、向こうの弁護士さんからいろいろ質問されましたので、それも含めてちょ

っとお聞きをしたいのですが、まず最初、先ほどもありましたけど、1回目の総会で否決をされて。

被告代理人

ちょっと待ってください。否決はされてないんでしょう。留保採決ですよ。

原告(小林洋一)

留保されて、そのときは決まらないまま、そういうことですね。

はい。

その後、役員会で決めたということでしたよね。

はい。

それはいつのことですかね。

あれは私が会長になってからですから、6月か7月やったと思います。

6月ごろでした。

平成16年6月ですか。

と思います、大体。

総会が16年3月。

3月に終わって、それから二、三カ月後です。

二、三カ月後に役員会を開いて。

役員会を開いてというより、前の法橋というところで借りてたのがカーペット屋に貸すことが決まったと。そやからうちは必要やと。ただで貸してもらっておったわけですよ、倉庫をね。それを出してくれと言われたと。それでそのときにいろんな、どこへ建てようといういろんな相談を、みんなでしたわけですよ。

それが6月ごろということですか。

そう、大体6月か7月やと思います。

法橋さんから、だんじりを出してくれと言われたのは。

いや、言われたのは4月かそのぐらいにありました。

4月ぐらいからもう言われていて。

はい。

先ほど言いましたが、そのだんじりの倉庫をつくることについて、先ほどの役員会は6月、これは間違いないですね。大体その辺りですね。

日にちをきっちり言われたら、わからんけども、大体そんなもんです。

証言4(辻証言24から25頁)

議会では普通のだんじりをどうするかが問題になっていたけど、その後子供だんじりをどこに入れるかが問題になって、ほかの子供だんじりを入れようかという話になったということですね。

はい。

それで子供だんじりを入れると3.35メートルというシャッターの高さになるということでしたけど、まずその子供だんじりの図面をつくったんですか。

子供だんじりというても、あれは町会から600万、700万も出しているわけで

す。金かけてつくっただんじりですよってね。
子供だんじりの3.35メートルの図面をつくったわけですよね。
はい、そうです。
まず普通のだんじりより先に子供だんじりをつくったと。
はい、そうです。
その後、普通のだんじりの図面もつくったわけですか。
はい、そうです。

証言5(辻証言25頁)

裁判官(藤根)

乙第1号証の5を示す

この乙第1号証の5の、これが3.35メートルになっているほうの図面なんです
が、これの下を見ると作成年月日が16年7月12日というふうに書いてあるん
ですが、これはこの日にちにつくったということによろしいですか。

それはそうです。この図面のとおりにやと思います。

以上の証言を要約すると

- ①子どもダンジリの倉庫を造る計画があった時期は定かでないが、証言2の
「青年団に協力したってくれと言うたら、だんじりやったらいるけど、子供だん
じりなんか格好悪くて引けん」の だんじりやったらいるけど の発言から子ど
もダンジリの倉庫を造る計画があったのはまだ大きなダンジリが無かった頃
の話と推定できる。
- ②その倉庫は2階建てで、2階を物置にする設計をスペースアートで作った。
その図面が今回の3.35mの図面。(証言1から)
- ③そうこうしている内に子どもダンジリは引き手もないし、青年団にも断られ
結局高石市にあげた。(関西弁であげたとは無償の意味)
- ④16年3月27日の総会に大きなダンジリを収納する議案を提出したが、保留
となった。
- ⑤その後16年4月頃倉庫の持ち主からダンジリを出してくれと言われた。
- ⑥16年6月ごろ大きなダンジリ倉庫を作ることを役員会で決めた。

以上から、多くの疑問がある。

疑問1

3.35mの子どもダンジリの倉庫は2階を物置として設計したと証言しているが、
その図面では外観上は窓があり2階建てのように見えるが、2階に相当する位

置に小さな棚があるだけで、寸胴の1階建てである。(乙1号証5と6)

疑問2

この図面の作成時期は16年7月12日で(証人も認めている 辻証言25頁)、図面が作成された16年7月頃は、既に子どもダンジリは引き手も無いお荷物の状態であり、結局ただで他に差し上げるような物に、高額の倉庫を作る前提で設計する事は想像できない。その時期は倉庫の持ち主から出ていくように迫られている時期にもあたり、役員会で大きなダンジリ倉庫を作ることを決めているから、倉庫を作るなら大きなダンジリ倉庫であるはずである。

疑問3

3. 35mの図面と同じ日に5mの図面が作成されている(甲21号証)。証人は子どもダンジリの図面を作った後に大きなダンジリの図面を作ったと証言しているが虚偽の証言である。又両方の図面はシャッター高さが異なるほか、その他は全く同じである。目的が違う倉庫でシャッター高さ以外が全く同じなのは極めて不自然である。

以上の事から、15年度総会の(16年3月27日)前後の段階では、子どもダンジリは引き手もないし、青年団から格好が悪いと言われ(その後高石市に無償で譲渡する事になる)、若樫町会として子どもダンジリは最早お荷物で倉庫を造る話は無くなっていたと推定される。更に4月になって倉庫の持ち主からダンジリを出して欲しいと言われ、6月頃にダンジリの倉庫を造ることをみんなで相談したのであるから、その後の7月12日に新たに子どもダンジリ用の設計図面を作るというのは極めて不自然で、3. 35mの図面は子どもダンジリ用に作ったのではないことは明らかである。

又、先の証言にもあったようにこの子どもダンジリは本件倉庫建設の翌年にあたる平成17年に高石市西取石七丁目に売却されており、売却するような子どもダンジリの為に倉庫を新たに造る事は到底考えられない。

更に子どもダンジリと本ダンジリは大きさが全く異なるにも拘わらず、前面のシャッター以外は全く同じ構造であることも不自然であり、子どもダンジリの収納にこのような本格的倉庫を保有している町会は和泉市には存在しないことから、3. 35mの図面が子どもダンジリ用として作成されたという証人の証言は信用できない。

そうするとこの3.35mの図面は、申請に当たりダンジリ倉庫と明らかにならないよう虚偽の申請の為に作成され、誤って添付したのではなくそれを意図して行ったものと考えざるを得ない。

第2 5mのダンジリ倉庫で申請したとの証言について

本件申請は5mを前提に申請したもので3.35mの図面は誤って添付したと証言する(辻証言8～9頁)。子どもダンジリは小さいので2階にし、2階には何かもの入れにするつもりで設計して貰ったと証言する(辻証言15頁)。

一方、町会からの原告の小林昌子への2回の申入書(甲16の1及び2)の中に用途変更という文言があることについて質したところ、辻証人は書いてある意味がよくわからないが、用途変更と言ったら、2階にするのを1階にするぐらいで他のことは全然やっていないと証言する(辻証言21頁)。

2階とは3.35mの図面であり、1階とは5mの図面の事である。即ち3.35mで申請しその後5mに変更した事であり、5mの倉庫のつもりが誤って3.35mの図面を提出したとの証言は虚偽の証言である。

第3 5mの図面は本当に作成していたのか

5mの図面(甲第21号証)を子細に見るとおかしな点がある。

それは5mのシャッターの縮尺がここだけ違っている。他は全て1/100の縮尺で正確に書かれているが、5mのシャッターはこの図面から寸法を測ると5.3～5.4mもある。現実の倉庫も大体この寸法で完成しており明らかに5mではない。

CAD等図面ソフトを使って作成したと思われる図面がここだけ縮尺が異なることは通常考えられないから、この5mのシャッターは3.35mの図面をもとにここだけ修正したのものと思われる。その結果作成年月日が同じになってしまった。

即ち、今回訴訟が起こされ更に文書提出の裁判所からの審尋を受けて作成したのではないかと推定され、本件助成金の申請時には5mの図面はもともと存在しなかったのではないか。

若樫町内会は文書提出命令にかかる審尋事項についての回答(甲22号)で要請文書は既に破棄して存在しないと回答している。しかしながら将来改造や修理等に備え完成図面を保管するのは当然であり、置くところがないから破棄するよう

なものではない。もともと図面が無いから破棄したと言わざるを得なかったと考え
ると辻褄が合う。

第4 本件倉庫の建築目的について

辻、山本証人とも本件倉庫は会館の机や備品等が多くなり手狭になったことから
建築されたもので、防災用具等も収納している旨証言している(辻証言27頁、山
本証言21頁)。

そのため助成金の申請目的を会館狭隘による備品等収納倉庫増築となっており、
現実に祭りののぼり等を保管していると証言している(辻証言30頁)。

しかしながら、本件倉庫にはダンジリ本体及びダンジリ関連の物品しか保存され
ておらず、防災用具は倉庫の隣の建物に保管されており、ポンプ車は会館地下
に保管されている。(甲第26号証) 本件倉庫がダンジリの収納が目的であること
は明らかであり、会館狭隘による備品等収納倉庫増築という申請目的は本件助
成金を受領するための偽りの申請に他ならない。

第5 本件助成金の公益性について

ところで原告の調査で本件倉庫は建築確認を取得していないことが判明した(甲
第24号証)。

建築基準法ではその第六条で

① 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合
(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号
までに掲げる規模のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕
若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築し
ようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関
係規定(この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定(以下「建築基準法
令の規定」という。))その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並び
にこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。)に
適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を
受け、確認済証の交付を受けなければならない。

とされ、本件建築物は建築確認の対象であるから、建築確認を取得しないと建築できないもので、それを取得しないで建築した本件倉庫は違法建築となる。

一方、補助金の交付は、地方自治法232条の2により公益上の必要がある場合に限ってなしうるものである。この公益上の必要性に関する判断については、地方公共団体の長に一定の裁量権があるが、その裁量権の範囲には限界があり、公益上の必要性の判断に裁量の逸脱又は濫用があったと認められる場合には、補助金の交付は違法となる。

違法建築物に対し助成金を支給したことは公益に反し裁量権の逸脱で、従って助成金の決定は無効で、助成金を受領した若樫町内会はこれを返還する義務がある。山本証人も違法建築物には助成出来ないと証言している(山本証言18頁)。

又、辻証人は建築確認を取得しているか知らなかったと証言している(辻証言 22頁)。しかしながら本件倉庫の設計を行った1級建築士植田貞雄は、和泉市内の会館やダンジリ倉庫の設計を数多く行っており、例えば本件倉庫の建築の前年に建設された黒鳥第一町会のダンジリ倉庫(甲第 20 号証)については、現に建築確認を取得しており(甲第25号証)、その他会館助成金を受けて建築した建物は本件を除いて全て建築確認を取得している。

建築の専門家である建築士が本件倉庫は建築確認の必要な事、これを取得しないと建築出来ないことは当然了知しており、数万円の手数料で申請できる確認申請を建築士の一存で行わないことは考えられないから、建築主(若樫町内会)に建築確認の申請を申し出た事は容易に想像できるところである。それにも拘わらず町内会がこれを行わなかったのは、建築確認に当たって提出する図面(当然5mの図面の提出が必要で、3.35mの図面では完了検査に引っかかる)が無かったか、あったとしても申請用に市に提出した3.35mの図面と異なることを恐れたとしか考えられない。

辻証人の知らなかったとの証言は到底信用出来ない。

第6 まとめ

以上の証言等から、今回ダンジリ倉庫助成金の違法受給の構図は以下と考える。

町内会は、ダンジリを保管している倉庫の持ち主からダンジリを出して欲しいと要請され、ダンジリ倉庫を作ることは不可避と考え総会に提案したが、採決にいたらず保留となった。一方倉庫の持ち主の要請及び本件倉庫の建設に会館助成金が使えとの見通しがあったことから、総会での採決を待たずに事後処理する事で、ダンジリ倉庫の建設を決定した。

しかし直接ダンジリ倉庫を建設する目的で会館助成金を受けるのは要綱の文面から困難と判断し、会館の狭隘に伴う倉庫の建設として申請することとし、そのため申請図面は明らかにダンジリ倉庫と判るようなものでは不都合なので、ダンジリが入らないシャッター高さ(3.35m)の図面を作り、それをもとに申請した。

申請時には5m(実際の倉庫は5.3~5.4m)の図面は無かった可能性もある。倉庫建設にあたって建築確認が必要なことは本件倉庫を設計した1級建築士スペースアートは当然分かっていたし、他の会館助成金を受けた物件の設計を数件請け負っているが本件を除いて全て建築確認を取得している。しかし実際の倉庫に対応する図面が無ければ建築確認申請が出来ないし、仮にあったとしても建築確認の図面と申請図面とが違うことが露見するのを避けたいこともあって、若樫町内会とあい諮って建築確認を行わなかった。

市の担当者が町内会とどの程度の共通の認識があったかは不明であるが、担当者は同じ町内会の会員であり、異例の補正予算で対応したことから、本件については通常の助成と比べ特別の感情を持っていたことが十分考えられ、その点から決裁等で何度も目にする図面に3.35mの図面が添付されている事を知らなかったとは到底考えられない。このような偽りの請求とも思われる申請に一定程度関与していたことが推察される。

その後数年が経過し、和泉市内の大野町会館の助成金の違法支給が明らかになり、関連する事項として平成20年12月第4回定例会で、本件倉庫はダンジリ倉庫であり会館助成金の対象では無いのではないかとの一般質問があり、このことが新聞報道されることとなった。新聞報道に当たり当時の会長に取材があり、最初は会館の部品を入れるつもりであったがその後ダンジリの収納に用途を変えたと当時の会長が語った事が報じられた。元会長は誘導された取材で事実は異なると証言するが、取材記事は今回原告の一人にあてて出された申入書(甲16)に度々使われている用途変更の記載とも合致し、言っていることは辻褄が合っ

おり、記者が誘導したとは伺われないから、報道は事実と思われる。

その後本件訴訟が起こされ、3. 35mの図面を作った理由について明らかにしていなかったが、今回証言で初めてお荷物で他に無償で譲渡した子どもダンジリの話を持ち出した。

以上が真相であるとする。

以上